

# 広告販売運用 利用規約

この規約（以下「本契約」）は、株式会社識学（以下「当社」といいます。）が「広告販売運用 利用規約」（以下「本サービス」といいます。）の利用条件を定めるものです。

## 第1条（役務の内容）

1. 当社は、本サービスの利用者（以下「利用者」といいます。）の採用支援を目的として、利用者の指示に基づき、採用業務にかかわる広告業務（以下「本業務」といいます。）を行うものとします。本サービスの内容は次の各号の通りとします。
  - ① 広告出稿にかかる初期作業
  - ② 広告出稿代行、運用業務
  - ③ 予算や出稿先変更等の相談等
  - ④ 広告代理販売
  - ⑤ その他広告出稿及び運用に必要な事項
2. 利用者は、当社に対し、労働施策総合推進法、職業安定法、個人情報保護法その他の各種法令等（以下、あわせて「法令」といいます。）に抵触する可能性のある業務を委託することはできないものとします。又、当社が利用者より実施の依頼を受けた業務につき、当社が法令に抵触する可能性があると判断した場合には、当社は当該業務の実施依頼を拒絶することができるものとし、この場合、当社は、第20条の定めにかかわらず、利用者に対し何ら損害賠償責任を負わないものとします。なお、利用者は、当社に対し、当社に代替して当該業務を実施する者の紹介を要求することはできないものとします。
3. 前項に定めのない業務については、双方協議の上定めるものとします。

## 第2条（代理権の付与）

1. 利用者は、当社が本業務を遂行するために、当社が利用者を代理して、広告掲載契約その他の必要な契約を締結する権限、利用者を代理して締結した契約を変更及び終了する権限を当社に付与します。
2. 当社が前項に基づき契約を締結した場合、当社は利用者の求めに応じ、当該契約書又はその写しを利用者に提出します。なお、当該契約を電子契約にて契約した場合には、当社は当該契約の写しの電子データを利用者に提出します。
3. 利用者は、当社の求めに応じ、当社に対し、本条第1項で定める代理権付与を証する書面を交付します。

## 第3条（本業務の対価）

1. 本業務の対価は、発注書に定める金額とします。

2. 第1条第1項に定めのない業務を委託する場合は、別途、双方協議の上報酬額を決定するものとします。

#### **第4条（支払方法）**

利用者は、第2条第1項に定める報酬の額について、当社が発行する請求書に基づき、契約期間中の報酬の額を当社の指定する銀行口座へ振り込みにて支払うものとします。

又、毎月の末日を締め日とし、その翌月の末日を支払期日（金融機関が休日の場合は前営業日）とします。なお、振込手数料は利用者の負担とします。

#### **第5条（報告）**

1. 当社は利用者に対し、毎月末から5営業日以内に当月の役務提供を確認するメールを送付します。利用者は内容に相違がある場合には、メール受領日から3営業日以内に返信を行うものとします。なお、3営業日以内に相違があるかどうかの連絡が無い場合には、内容に相違がなかったものとみなします。
2. 当社は利用者に対し、翌月の別途設定した期日までに、当月分の業務の履行状況について書面又は電子メールにより報告します。

#### **第6条（アカウント情報について）**

1. 当社が自己の保有するアカウントを使用して業務を遂行する場合、別途、双方の合意がない限り、当該アカウントの所有権及び利用権は当社に帰属するものとします。ただし、当社は、利用者の請求があった場合、当該アカウントに関して、各種採用媒体の管理画面上で確認できる情報を利用者に対し開示する義務を負うものとします。
2. 当社が利用者の保有するアカウントを使用して業務を遂行する場合、当該アカウントの所有権及び利用権は利用者に帰属します。ただし、本契約の有効期間中、利用者は当社に対し、当該アカウントの利用を許諾します。
3. 前項の場合、本契約終了時に、当社は利用者に対し、当該アカウントに関する一切の情報を返還しなければならないものとします。

#### **第7条（掲載・停止）**

利用者は求人掲載及び停止する場合には、事前に必ず当社に連絡をします。又、利用者は、その他の一切の依頼事項についても当社に連絡をします。

#### **第8条（貸与）**

1. 利用者は、当社に対し、利用者が必要と認めた什器、備品及び資料等（以下「貸与物件」といいます。）を無償で貸与します。
2. 当社は、貸与物件を本業務遂行の目的のみに使用し、善良なる管理者の注意をもって

使用及び保管するとともに、利用者の書面による承諾を得ない限り、貸与物件の複写、第三者への閲覧、提供等をしてはならないものとします。

3. 当社は、本業務の履行が終了したときは、提供を受けた貸与物件及びその写しを返却又は破棄します。

#### **第9条（本サービス利用上の注意事項）**

利用者は、本業務によらない応募があった場合には、速やかに当社にその旨通知するものとします。なお、利用者は、本業務による応募者について、本業務を開始した後に、他の手段によっても当該応募者より応募があった場合には、当社の本業務による応募を優先して取り扱わなければならないものとします。

#### **第10条（再委託）**

1. 当社は、本業務の全部又は一部を、自らの責任及び管理のもと、第三者に再委託することができるものとします。ただし、当社が本業務を第三者へ再委託する場合は、利用者に対して事前にその旨の承諾を得るものとします。
2. 当社は、前項に基づき、利用者の承諾を得て本業務の全部又は一部を第三者に再委託した場合、当該第三者にも本契約を順守させるものとします。

#### **第11条（候補者への開示・提供）**

当社は、利用者の企業情報のうち、次の各号に定める情報について、利用者の指示に従い、候補者に対して開示・提供します。

1. 求人票のほか、利用者から提供された情報
2. 当社が独自に収集した情報

#### **第12条（情報開示等の拒否）**

前条の規定により、利用者が情報の開示等を希望しない場合には、これにより利用者が被る不利益（応募数の減少など）につき、当社は何らの責任を負わないものとします。

#### **第13条（契約の解除）**

1. 利用者及び当社は、相手方が本契約の各条項に違反したとき、又は、正当な理由なく本業務の履行を怠ったときは、相当な期間を定め、かかる違反の是正を勧告し、催告期間が終了してもなおかかる違反が是正されない場合、本契約を解除することができます。
2. 利用者及び当社は、相手方に次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、何らの通知・催告を要することなく、直ちに本契約を解除することができます。
  - ① 第三者から差押え、仮差押え、仮処分、租税滞納処分等の申立てを受け、若しくは、競

売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、又は特別清算手続きの申立てがあったとき。

- ② 営業の廃止若しくは解散の決議をしたとき。
- ③ 手形若しくは小切手の不渡りを出したとき、又は、手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- ④ その他、上記各号に準ずる事由が生じたとき。

#### **第 14 条（地位の譲渡禁止）**

本契約の当事者は、相手方の事前の書面による承諾なしに、本契約に基づく地位を移転し、又は本契約に基づく権利義務の全部若しくは一部について、第三者に譲渡若しくは継承させ、又は担保権を設定する等一切の処分をすることができないものとします。

#### **第 15 条（個人情報保護）**

1. 当社は、本規約のほか、個人情報保護方針に従って個人情報を取り扱います。
2. 当社は、本業務の遂行に際し、相手方から提供を受け、又は相手方に代わり取得した個人情報を取り扱う場合は、関係法令を遵守し、厳重に管理する義務を負い、相手方の承諾を得ない限り、複写、複製、改変を行ってはならず、又、本業務の目的以外に利用せず、利用目的が完了した際には速やかに削除し、第三者に漏洩してはならないものとします。
3. 当社は、相手方から個人情報の取り扱い状況の報告を求められた際には、速やかに報告するとともに、相手方が当該個人情報の管理状況の監査を希望した際には、これに協力するものとします。
4. 当社が第三者に本業務を委託する場合には、委託先に対しても同様の義務を負わせるものとします。
5. 当社は、自己の責に帰すべき事由により個人情報が漏洩した事件又は事故があった場合、直ちに当該事故の詳細について相手方に状況報告を行うとともに、損害の発生、拡大の防止、事実の調査、証拠の保全、その他当該事件事故に対処するためのあらゆる合理的な措置を講じ、相手方からの指示がある場合には当該指示に従わなければならないものとします。
6. 利用者は、本サービスの利用の前に、当社ホームページ上で個人情報保護方針を必ず確認し、その内容に同意した上で、本サービスを利用するものとします。利用者が本サービスの利用を開始した場合、個人情報保護方針に同意したものとみなします。

※当社個人情報保護方針 (<https://corp.shikigaku.jp/privacy>)

#### **第 16 条（退職勧奨、直接雇用の勧誘等の禁止）**

- 1 当社は、当社(株式会社識学)及び当社パートナー企業(株式会社 P-UP neo)の従業員(退

職日から1年間を経過していない者を含む)を、利用者(関連会社を含む。以下同じ。)で雇用すること、又は利用者と業務委託契約、その他の当該従業員が関連する何らかの役務を提供する業務を行う契約を締結してはならないものとします。

2. 当社が前項に違反したときは、利用者は当社又は当社パートナー企業に対し、違約金として、金600万円又は当該従業員等の前年1年間の総支給額(残業代、各種手当、賞与金額を含みます。)相当の金額のいずれか高い金額を違約金として支払うものとします。

## 第17条(秘密保持)

1. 当社及び利用者は、本規約の遂行により知り得た相手方の技術上又は営業上その他業務上の一切の情報を、相手方の事前の書面による承諾を得ないで第三者に開示又は漏洩してはならず、本規約の遂行のためにのみ使用するものとし、他の目的に使用してはならないものとします。ただし、情報を受領した者は、自己又は関係会社の役職員もしくは弁護士、会計士又は税理士等法律に基づき守秘義務を負う者に対して秘密情報を開示しすることが必要であると合理的に判断される場合には、同様の義務を負わせることを条件に、情報を受領した者の責任において必要最小限の範囲に限って秘密情報をそれらの者に対し開示することができます。又、法令に基づき行政官庁、裁判所から開示を求められた秘密情報についても、必要最小限の範囲で開示することができます。
2. 前項の規定は、次のいずれかに該当します情報については、適用しないものとします。
  - (1) 開示を受けた際、既に自己が保有していた情報
  - (2) 開示を受けた際、既に公知となっている情報
  - (3) 開示を受けた後、自己の責めによらずに公知となった情報
  - (4) 正当な権限を有します第三者から適法に取得した情報
  - (5) 相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得していた情報
3. 当社及び利用者は、相手方の事前の書面(ファクシミリ及び電子メール等を含みます。)による承諾がない限り、秘密情報の情報開示日から2年間は、当該秘密情報を秘密に保持し、第三者に開示、提供してはならないものとします。

## 第18条(反社会的勢力の排除)

1. 当社及び利用者は、本規約締結時現在において、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ・特殊知能暴力集団・暴力団員でなくなつてから5年間を経過していない者等、その他これらに準ずる者(以下、これらを「反社会的勢力」といいます。)に該当しないこと、及び、次の各号の關係に該当しないことを表明し、かつ、将来にわたつて該当しないことを確約します。
  - (1) 反社会的勢力等によって、その経営を支配される關係
  - (2) 反社会的勢力等が、その経営に實質的に關与している關係
  - (3) 自社もしくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える等、反社会的勢力

等を利用している関係

- (4) 反社会的勢力等に対して資金等を提供し、又は便宜を供します等の関係
  - (5) 役員等の反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係
2. 利用者及び当社は、自ら、その役員等又は第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないことを誓約します。
- (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方当事者の信用を毀損し、又は相手方当事者の業務を妨害します行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為
3. いずれかの当事者において、前2項のいずれかに違反した場合、相手方当事者は、催告なしで本規約を直ちに解除できるものとします。
4. 本条の規定により本規約が解除された場合には、解除された当事者は、解除により生じる損害について、解除した当事者に対し一切の請求を行わないものとします。

#### **第19条（免責）**

- 1. 利用者及び当社は、自己の責に帰すべき事由がある場合を除き、相手方と候補者、応募者又はその他の第三者との間の紛争については一切の責任を負わないものとします。
- 2. 本業務は各種採用媒体に出稿した求人からの応募数、応募者の入社（以下「成果」といいます。）を約束するものではなく、利用者は当社に対して成果を理由に返金や延長などの追加サービスを求めることができないものとします。
- 3. 広告掲載の一時停止/応募終了の際、停止するタイミングによっては課金額が予算を上回る場合があるが、返金の事由とはなりません。
- 4. 利用者は、応募者を自ら選考の上、適当と認めた場合に、利用者の責任において当該応募者を労働者として採用するものとし、当該応募者の能力や経歴等に事実との相違がないことその他一切の事項について当社が保証するものではないことを確認します。

#### **第20条（契約期間）**

本契約の有効期間は、発注書に記載のサービス提供期間の定め①～③に準ずるものとします。

#### **第21条（損害賠償）**

当社は、本契約を遂行するにあたり利用者に損害が生じた場合には、当社に故意又は重過失がある場合を除き、直接、通常かつ現実に生じた損害についてのみ賠償責任を負うものとします。

#### **第 22 条（協議事項）**

本契約に定めのない事項及び本契約の解釈についての疑義が生じた事項については、双方誠意をもって協議のうえ、解決にあたるものとします。

#### **第 23 条（存続規定）**

本契約の終了後にかかわらず、本条、第 12 条（個人情報保護）、第 14 条（秘密保持）、第 20 条（損害賠償）及び第 23 条（合意管轄）は、引き続きその効力を有します。

#### **第 24 条（合意管轄）**

本契約に関係します紛争については、東京地方裁判所、東京簡易裁判所又は立川簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

【2025 年 3 月 27 日 改定】